

議案第 38 号

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が公布されたことに伴い、選挙公営の限度額を引き上げるため、基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 9 月 12 日原案可 決